

参議院議員通常選挙

投票へ行こう!!

投票日 7月11日(日) 午前7時～午後8時

参議院議員通常選挙の投票日は7月11日(日)です。
わたしたちの意思を国政に反映させる機会です。皆さん
投票に行きましょう。

【投票方法】

参議院議員通常選挙には、各都道府県の区域を単位として行われる選挙「選挙区選挙」と全国を単位として行われる「比例代表選挙」があります。

選挙区選挙

候補者名を書いて投票してください。

比例代表選挙

政党名または名簿に記載された候補者名を書いて投票してください。



【投票できる人】

現在の住所で投票できる人は、3月23日までに町に住民登録した人で、平成27年7月12日までに生まれた人です。

なお3月24日以降に町に住民登録した人は、前住所地で投票してください。
詳しくは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

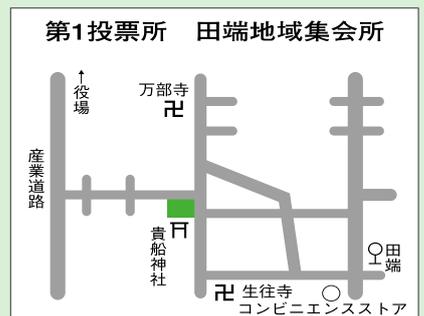
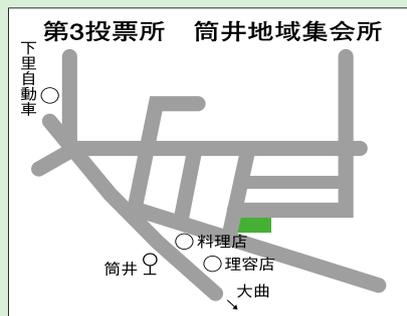
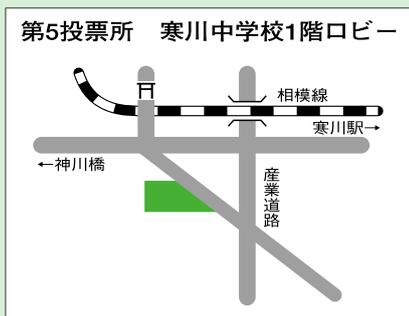
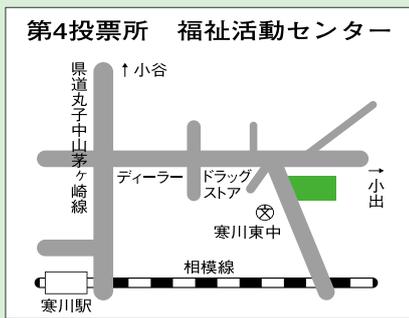
【投票所入場整理券】

有権者に投票所入場整理券を郵送します。

この券には1枚につき3人までの有権者と投票所などを記載しています。確認して指定された投票所で投票してください。券が届かないときや紛失した場合でも町選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

【町内で転居した人】

6月22日までに町内で転居し、すでに転居手続きを終えている人は、新住所地の投票所で投票してください。これ以降に転居した人は、旧住所地で投票してください。



【投票所でのサービス】

代理投票

身体の不自由な人で、自分で候補者の名前が書けない人は、投票所の係員に申し出てください。

点字投票

目が不自由な人は、点字による投票ができます。

【投票所へ行けないとき】

〈期日前投票〉

20歳以上の人で、仕事や旅行などのやむを得ない理由で投票日に投票所に行けない人はこの制度を利用してください。(不在者投票と同様に宣誓書の提出が必要です)

投票期間・投票時間 6月25日(金)～7月10日(土)

午前8時30分～午後8時

投票場所 町民センター

〈指定病院等での不在者投票〉

病院、高齢者施設等の指定施設に入院・入所中の人は出張などで国内の滞在地にいる人は不在者投票ができます。(投票期間は期日前投票と同じです)

〈郵便等による不在者投票〉
対象者 左表にある手帳を持ち、障害の程度などが該当する人

郵便等で不在者投票ができる人	
身体障害者手帳	障害の程度
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	障害の程度
両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	区分
要介護区分	要介護5

※選挙管理委員会での手続きが必要です。

さらに次に該当する人は、代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

- 身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級
- 戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症

【選挙公報】

候補者の政見や経歴など

が分かる選挙公報は、新聞(朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売の7紙)に折り込みで配布します。

未購読で選挙公報が届かない人は、選挙管理委員会へ連絡してください。町民センター等の町施設でも入手できます。

【即日開票】

とき 投票日の午後9時から
ところ 寒川総合体育館
※町選挙人名簿に記載された人のみ参観できます。

【投・開票速報】

投票速報は町ホームページをご覧ください。

http://www.town.sanukawa.

kanagawa.jp

開票速報は県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

http://www.pref.kanagawa.jp

選挙管理委員会事務局

(74) 1111内線

561 FAX (74) 9141

